

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engo.jp/>

第21号

2021年

今年も、援護基金をよろしくお願い申し上げます。

日頃から当援護基金にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

前代未聞の新型コロナウイルスが爆発的な感染を引き起こし、国民の命と暮らしを脅かし、国民ひとりひとりが経験したことのない自粛生活を余儀なくされています。亡くなられた方へのお悔やみと、り患された方々に心からお見舞い申し上げます。そして困難な医療現場で頑張っておられる医療関係者に心から感謝を申し上げます。

ご存じのとおり、当援護基金は、札幌弁護士会の活動と連携し経済的弱者及び社会的弱者が抱える問題に、援助を行い、その権利を擁護する活動を続けてきました。その具体的な活動をすべて紹介することはできませんが、例えば、福島原発事故の避難者救済、北海道アスベスト等々への救済事業への支援などです。

また、札幌弁護士会の各種法律相談（例えば、ハロー弁護士相談、ほっとらいん・ぶ〜け、高齢者・障害者法律相談）などへの支援も行っています。

手弁当でもやらなければならない被害者救済、人権擁護活動は日々増えていますが、そうした活動には、調査、研究などの費用がかかります。しかし、その費用を負担できない人もたくさんいます。そのような時に、当援護基金は調査、研究のための援助を行ってきましたが、今後も多くの人権擁護活動へ支援をしたいと思います。どうか当基金を活用して、基本的人権の擁護と社会正義の実現の活動を大きく広げて下さい。

ところで、当援護基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆さまからの寄付金が頼りです。昨年度は、高額な寄付をいただきましたが、それに限らず数千円の寄付もあります。

つきまして、少額でもかまいませんので、刑事贖罪金はもちろん、その他の寄付についても、是非、当援護基金に寄付していただくようお願い申し上げます。

先にも触れましたが、現在のコロナ禍により、私たちの社会は大きな変容を余儀なくされると思いますが、その過程や変化した社会のもとで、かつてないほど人権擁護活動の重要性は高まると思います。それにともない人権擁護活動の

支援のための当援護基金の役割もますます重要性を増してきます。当援護基金は、今後とも、その期待に応える活動を進めて参ります。

皆さまのご協力、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



2021年（令和3年）3月

理事長 高崎 暢

(公益財団法人札幌法律援護基金)

障害者の働く権利は障害者総合支援法が答えを出しています。

就労継続支援A型事業所EMISIA弁護士団 会計担当 西村 武彦

日本には、障害者自立支援法という法律（2006年4月施行）がありました。旭川地裁など全国8か所の地裁でその法律の違憲性を争った結果、国は障害者総合支援法という法律（2013年4月施行）に改編しました。この障害者自立支援法、障害者総合支援法には就労継続支援A型事業所の規定があります。働きたいけれど、障害のために健常者のようには働けない、7時間勤務をするには体力的に無理である、適切な配慮のある環境がないと就労は困難であるという人が働く場所を、就労継続支援A型事業所と言います。

その就労継続支援A型事業所には、障害者の就労を可能にするため、合理的配慮を施すため、サービス管理責任者、責任者、生活支援員、職業指導員等という名称の職員が配置されています。これらの職員の給与や事業所の運営資金などは国保連という行政から交付されます。この就労継続支援A型事業所は誰でも経営が可能なので、全国で沢山作られ、その結果、非常に問題のある経営が全国で行われました。そのような流れの中で、札幌市内でも、僅か3年余りで事業所を閉鎖した企業が現れました。この事業所の経営者は株式会社であり2015年3月、就労継続支援A型事業所を開き、2年後の2017年3月末、突然事業所廃止・全員解雇を言い出し、同年4月に閉鎖しました。

その暴挙に驚いたスタッフさんは、市内の複数の弁護士事務所にご相談に行きましたが弁護は断られました。ルピナス法律事務所で「受けますよ」と発言すると、大粒の涙を流した支援者の姿は私の闘志に火をつけました。そして、その火種を消すまいとした弁護士が8人になり、弁護士団を結成しました。相談を受けたのが2017年5月、提訴は同年10月です。

一審の合議体は事業所閉鎖・全員解雇は違法ではないとしつつ、就労継続支援A型事業所の特性に鑑みれば、障害者当事者に対する説明義務違反は認定できるとして、利用者8人に対してはわずかばかりの慰謝料を認容しまし

た。その判決に納得しなかったスタッフ2名、利用者4人の合計6人は控訴をしました。

札幌高裁は控訴弁護団の提出した証拠をしっかりと吟味してくれました。札幌高裁は和解を真摯に勧めましたが、被控訴人らが和解を拒んだことから、逆転勝訴の判決が2021年春から夏にかけて言い渡される流れになっています。

このような判決を取るため、弁護士団8人は、障害のある8人の原告の障害の特性や障害に起因する就労上の問題を知るため、援護基金からの研究費用を用いて様々な文献を購入し、かつ、障害に詳しい専門家に講義を依頼しました。そもそも、障害者総合支援法という法律はそれほど議論されて作られた法律ではないため、その法律をしっかりと論じている文献はほとんど存在していません。それゆえ、就労継続支援A型事業所の位置づけや存在理由を丁寧に論じている文献もほとんどありません。しかも、2017年5月時点では、就労継続支援A型事業所の不当な解雇・事業所閉鎖に声を上げた障害者もスタッフも皆無ですから、就労継続支援A型事業所に関する裁判例も全くありません。

そこで、弁護士団は、就労継続支援A型事業所の労働問題については、労働契約法や過去に蓄積された判例を検討しました。他方、障害者雇用の特性については、障害者総合支援法によって立つ基盤や、障害者権利条約の精神から丁寧に論じました。貴援護基金から50万円の調査研究費がなければ、徒手空拳の闘いを強いられていたのですが、貴援護基金の研究費用のお陰で、就労継続支援A型事業所の安易な閉鎖などを阻止し、そこで働く障害者の尊厳を守ることができる結果となりました。判決を希望される方は西村までご一報ください。判決が出ましたら提供いたします。最後に、障害者に関する裁判では、お金のない障害者に法テラスを使用することも憚れるので、是非貴援護基金は、障害者の弁護をする弁護士の力になり続けることを、強く希望致します。

以上

常務理事からひとこと

皆様には、日頃、当基金に対しご支援いただいておりますことに、お礼申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、今年度は、昨年初めからの新型コロナウイルスの感染拡大により、これまで経験をしていなかったような事態が長期にわたって続いております。

その中でも、皆様には、当基金に多くのご寄付をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

このような社会情勢であるからこそ、社会的、経済的弱者救済、人権擁護、社会的正義実現のための活動が、よりいっそう重要性を増していくと思われれます。当基金は、そのための種々の支援、調査研究等のために、皆様に、当基金をご利用いただくべく、皆様のご支援の元、さらに積極的に活動をしていきたいと考えております。

皆様には、これからも、当基金へのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

常務理事 野口 幹夫